



平成 30 年度 8 月より、介護保険及び、医療保険における請求について変更があった点についてまとめました。

<介護保険> 現役並み所得者の自己負担額を 3 割に見直し

この利用者負担割合について、これまでは1割又は一定以上の所得のある方は2割としていましたが、平成30年8月から65歳以上の方(第1号被保険者)であって、現役並みの所得のある方は3割負担となりました。現在2割負担の利用者様は新しい負担割合証が発行されていないか確認してください。

★ 介五郎では利用者台帳にて保険給付率を70%に変更していただくことで、3割負担での請求が可能です。

(利用者台帳)

保険者	271007-大阪市
交付年月日	平成28年01月01日
保険給付率	70%

※注意

- ・利用者台帳修正前に、すでに8月分提供票予定を登録している場合などは、台帳読込が必要です。
- ・保険給付率変更後7月の提供票入力画面で台帳読込を行うと、3割負担で再計算されてしまいます。
- ・自己負担割合の変更により、総合事業の単価マスタも変更になっている市町村があります。単価マスタの再取込が必要な場合がありますので変更の有無については各市町村にご確認ください。

<医療保険(訪問看護)> 高額療養費制度における負担区分の見直し

訪問看護の医療費請求について、70歳以上の利用者の高額療養費の区分が見直され、上限月額が8月より変更になります。介五郎ではすでに Ver9.3.0.0 にて対応済みです。もしバージョンアップされていない場合はバージョンアップ後、設定を見直してください。

★ 対象の利用者は、利用者台帳の「看護情報」にて8月からの新しい適用区分への変更が必要です。

(利用者台帳)看護情報

高額療養費現物給付化

高額療養費現物給付化対象の有無 適用区分確認

公費の有無 2-公費あり(難病・特定疾患)

適用区分 ①

特記【レセプト】

②

①適用区分は負担額と限度額認定証の有無で判断できます。

- 「現役並みⅢ」 高齢7 (3割負担) ※認定証等なし
- 「現役並みⅡ」 高齢7 + 限度額適用認定証(区分Ⅱ)
- 「現役並みⅠ」 高齢7 + 限度額適用認定証(区分Ⅰ)
- 「一般」 高齢- (1割又は2割負担) ※認定証等なし
- 「低所得Ⅱ」 高齢- + 限度額適用認定証(区分Ⅱ)
- 「低所得Ⅰ」 高齢- + 限度額適用認定証(区分Ⅰ)

②特記欄はこれまで難病等公費を持っている場合のみ選択が必要でしたが8月以降は全利用者で選択が必要になります。

- 「現役並みⅢ」→「区ア」、「現役並みⅡ」→「区イ」
- 「現役並みⅠ」→「区ウ」、「一般」→「区エ」、「低所得Ⅰ・Ⅱ」→「区オ」

見直し内容等、詳細は「Ver9300 差分マニュアル」の「2-1. 高額療養費の自己負担区分の変更」をご確認ください。

【マニュアルダウンロード】 http://www.info-tec.ne.jp/users/update_infokaigo/



(居宅介護支援) 特定事業所集中減算の提出期限が近づいています!!

提出期限は、H30/9/15です。介五郎ではメニューの「年間帳票印刷」にて、「特定集中減算集計表」を印刷することができます。また、本年度は改正に伴い、4月からの集計となっております。介五郎では期間指定で直接開始日を「平成30年04月01日」、終了日を「平成30年08月31日」に変更することで4月から8月での集計が可能です。※提出が必要な基準、集計の期間については自治体により異なる場合があります。詳細は市町村にご確認ください。

期間指定 ~

特定集中減算集計表 (3月~8月)

既定では通常の間(3月~8月)が表示されます。開始日を「4月」に打ち変えると終了日が「9月」に変わるため、終了日も「8月」に直接打ち変えることで、期間を「4月~8月」にできます。